

おやこふらっと広場事業へ参加しませんか

毎月第4土曜日に満3歳から小学校3年生までのお子さんとその保護者の方を対象に、親子で参加できる子育て支援の事業を行います。ぜひ、親子でご参加ください。
※参加を希望される方は申し込みが必要です(先着10組までとなります)。

事業内容 ◆オリジナル鯉のぼり&かぶとをつくろう
日時 ◆4月27日(土) 午前10時～午前11時30分
会場 ◆美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)
申込期限 ◆4月20日(土)
受付時間 ◆午前9時～午後5時(月曜日休館)

申 NPO法人みさぽーと(美郷町住民活動センター内) ☎0187(84)4922

問 町こども子育て課 こども家庭班 ☎0187(84)4904

商工観光交流課

町の宝「清水」をみんなで守りましょう 地域の清水を清掃管理していただける団体を募集します

町では「清水周辺環境保全活動モデル事業」により、地域で清水の環境を保全していただける団体を募集します。地域の清水を地域の皆さんできれいにしませんか。

事業対象 ◆おおむね5世帯以上で構成される行政区・町内会等の団体

活動内容 ◆清掃等の日常管理を実施し、良好な清水周辺環境の保全に努めていただきます。
※月2回以上の環境保全活動(冬期間を除く)

補助金額 ◆①と②を合計した額(上限額10万円)
①均等割/1地区(団体)当たり1万円
②実績割/活動を行う清水の規模に応じた額
規模がおおむね100㎡以下:月額3,000円
規模がおおむね100㎡以上:月額6,000円

■対象となる清水

千畑地区	星山清水、おんこ清水、清水端の清水、犬っこ清水、古屋敷清水、野際清水、大清水、弥之助清水、黄金清水
六郷地区	宝門清水、ハタチヤ清水、久米清水、御台所清水、山田家清水、キャベコ清水・最上家清水、諏訪清水、藤清水、ニテコ清水・くるみ清水、米清水・柳清水、台蓮寺清水、浄海清水、紙漉座清水、大工清水・馬洗い清水、沼清水・神清水、座頭清水、笑顔清水、鷹匠清水・太桂寺瓢清水、機織清水、長栄堂清水、岡田家東の清水・岡田家北の清水
仙南地区	清水川、伊豆神社の清水

問 町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909

建設課

新しい場所で新たなスタートをされる方へ 水道・下水道(集落排水)の開始・休止の届け出は忘れなく!

水道・下水道の手続きはお済みですか?水道は開栓をしないと使用できないことから忘れずに届け出をする方が多いですが、自家用井戸や組合の水道等を利用している場合、下水道(集落排水)の届け出が忘れられがちです。ご自分の住まいが何に該当するかを把握し、忘れずに届け出をしましょう。

千畑・仙南(飯詰を除く)地区

- ・水道と地下水があります。
- ・地下水の場合、集落排水にのみ加入している地域があります。

六郷・飯詰地区

- ・水道と地下水があります。
- ・地下水の場合、下水道にのみ加入している地域があります。

大家さんへのお願い

- 水道・下水道(集落排水)に加入していることを入居・退去者へ伝え、届け出をするようお知らせください。
- 凍結防止、使用法についての説明など入居者へ指導をお願いします。
- 管理等で使用する場合(メーターが動く場合)も届け出が必要です。

こんな時は届け出を!

- ・休止中の水道を使用する場合は無断で開栓できません。開始届の提出が必要です。
- ・所有者が変わった場合は所有者変更届の提出が必要です。
- ・空き家など、長期間使用しない場合は休止届の提出をおすすめします。ただし、**帰省や片付け等で短期間使用する場合は再開届の提出が必要となります。**
- ・家を解体し、メーターを撤去する場合は廃止届の提出が必要です。事前に町建設課までご連絡をお願いします。

水道・地下水は大切な資源です。
日ごろから節水を心掛けましょう。

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

仙南東部地区3回目の水道等水質検査(PFOS・PFOA)の結果について

■検査箇所および結果

※検査結果原本は町建設課でご覧になれます。

地区	水源	(PFOS・PFOA)検査結果値	国暫定目標値
仙南東部「野荒町」	地下水	0.000010mg/L(10ng/L)【前回】0.000011mg/L(11ng/L)	0.00005mg/L(50ng/L) ※PFOS+PFOAの合算
仙南東部「籠林」		0.00009mg/L(9ng/L)【前回】0.000010mg/L(10ng/L)	

家庭用飲用井戸等の設置に補助金を交付します

飲用水の安定的な確保により、公衆衛生および生活環境の向上を図るため、町内の上水道および簡易水道の給水区域以外に居住している方や事業所を対象に、家庭用飲用井戸等、飲用水の供給施設の設置に必要な経費の一部を補助します。

補助対象◆・飲用井戸設置に係る工事費用
(ボーリング、ポンプ設置、配管工事など)
・貯水タンク設置費用 ・浄水器設置費用
・水質検査費用

補助金額◆事業費の2分の1の額(上限額:50万円)

その他◆・同一世帯1回限り(複数世帯共同でも可)
・地下水の水質および水量の保全を図るため、供給施設において消雪設備および、1分当たり45リットル以上の吐き出し量のポンプを設置する計画がある場合は対象外です。

※交付にあたっての要件については、町建設課へお問い合わせください。

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

住宅のリフォームや被災住宅等の復旧工事に対する補助制度があります

お住まいの住宅のリフォーム・増改築工事、ならびに自然災害により被災した住宅等の復旧工事に係る費用の一部を補助します。秋田県が実施する「住宅リフォーム推進事業」との併用が可能ですので、利用を希望される方は町建設課へご相談ください。

※過去に住宅リフォーム補助を受けた住宅であっても一定の年数を経過した場合は、あらためて補助金を申請できます。また、被災住宅の復旧工事は被災ごとに申請できます。詳細は町建設課へお問い合わせください。

■工事の一例

- ・屋根の張り替えや塗装、外壁の張り替え
- ・内装工事(部屋の新設や間仕切りの変更、台所やトイレなど水回りの改修)
- ・断熱化(開口部の断熱化、ユニットバスへの改修)
- ・省エネ化(熱交換型換気設備への改修、LED照明設備への改修)
- ・バリアフリー化(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張)など

	リフォーム・増改築工事	被災住宅等の復旧工事
対象者	住宅等の所有者・居住者	被災住宅等の所有者・居住者
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住民登録をしている方 ・町税および使用料などを滞納していない方 	
対象工事	50万円以上(税込)のリフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に伴う20万円以上(税込)の復旧工事 ・「防災証明書」が発行されていること
対象条件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の業者または町内の個人事業者が施工すること ・令和7年3月28日(金)までに工事完了実績報告書を提出できること 	
必要書類	①補助金交付申請書 ②工事契約書および見積書の写し ③施工前の写真	左の①～③に加え④「防災証明書」の写し
補助金額	補助対象工事費の10分の1の額(上限額:10万円)	

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910